

令和5年度生徒心得（校則）

生徒部生徒指導課

第1章 風 紀

第1条 福岡県立三潴高等学校生徒は、常に高等学校の生徒としての自覚を持ち、学校の名誉を傷つける行為をしてはならない。

第2条 常に学校という社会の一員であることを忘れず団体生活の規律を守らねばならない。

第3条 生徒としての健全な成長にとって障害となる以下の行為は禁止する。

- (1) 怠学並びに指導拒否（不正行為等を含む）
- (2) LINE や X（旧 Twitter）等の SNS への不適切な書き込み、画像や映像の身勝手な掲載（プライバシーや肖像権の侵害）、ネットいじめ等
- (3) 飲酒、喫煙、麻薬・シンナー等の薬物の吸引・使用（全て所持も含む）
- (4) 暴力、脅迫行為、窃盗、万引き、いじめ
- (5) 凶器（ナイフ）等及びその他禁制品の所持
- (6) 器物（校舎・校具等）損壊及び汚損
- (7) 交通違反や暴走行為
- (8) 未成年者立入禁止場所への出入り（ゲームセンター、カラオケボックス、パチンコ店等）
- (9) 深夜徘徊（午後10時以降）
- (10) 生徒間での金品の貸借、横領
- (11) 不純異性交遊、援助交際、出会い系サイト・アプリで知り合った人との接触
- (12) アルバイト

原則禁止とする。

※但し、家計の急変等により必要な場合は、審議の上、特別に許可することもある。

- (13) 音楽機器及び遊具類、マンガ、雑誌、菓子等、学業に不必要な物の持ち込み
- (14) 自動二輪、普通車等の免許取得
- (15) その他本校生徒としてふさわしくない行為

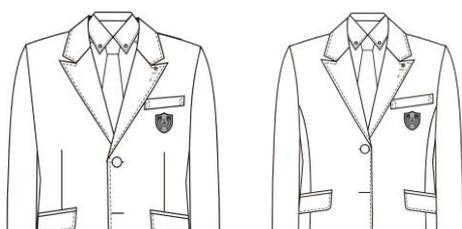
第4条 以下の事項は学校長の許可を必要とする。

- (1) 学校の内外を問わず出版、掲示、印刷物の頒布、集金、集会をする場合
- (2) 各種団体への加入
- (3) アルバイト
- (4) 野外活動（合宿、登山・キャンプ等）

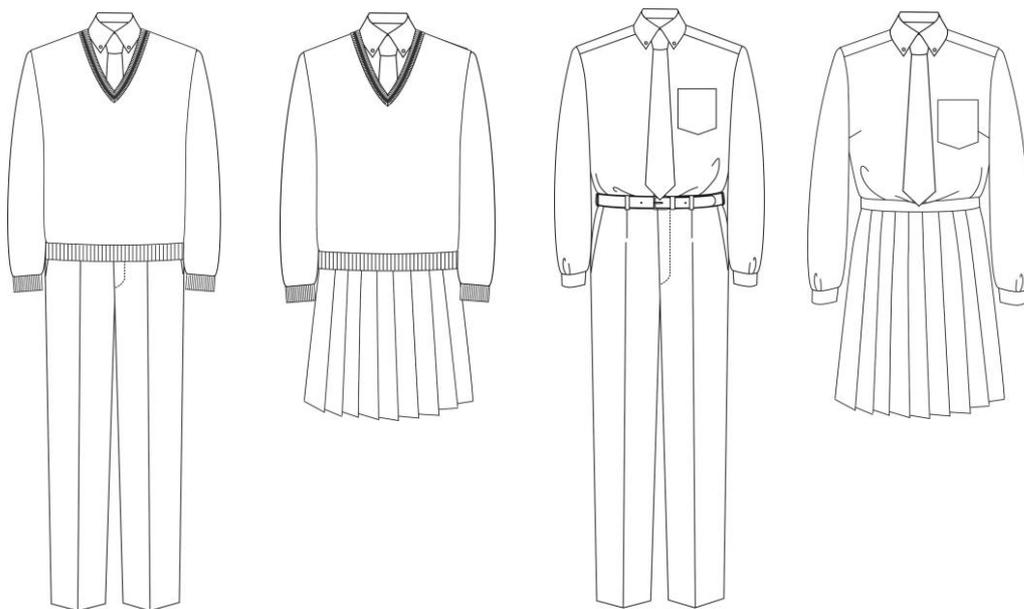
第2章 服装等

第5条 常に端正な着こなしをすること。本校生の服装規定については、以下のとおりとする。絶対に無断で加工・修正をしないこと。

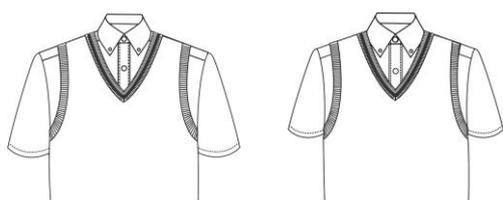
- (1) 学校指定の制服を着用する。
※冬服のジャケットには学年色のラベルピンをつける。
- (2) 長袖・半袖共にボタンダウンシャツの襟先のボタンはきちんと留める。
- (3) 夏服のシャツは第一ボタンを開けて着用してよい。
- (4) 長袖・半袖共にシャツの裾はズボン・スカートに入れる。
- (5) 冬服・中間服着用時は指定の紺色のセーターの着用を認める。
- (6) 夏服着用時は指定の白色のベストの着用を認める。
- (7) セーター等を上衣丈から出さない。
- (8) スカートの基準は、上部はへその部分とし、長さは直立状態で膝の中心とする。
- (9) ネクタイは男女それぞれ定められたものを着用する。

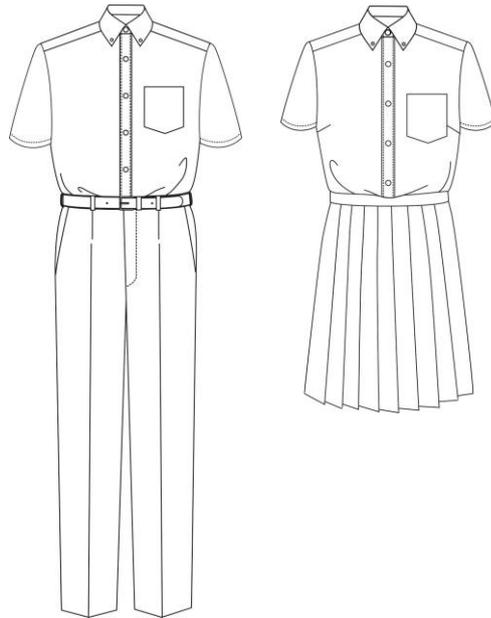


<冬服>



<中間服>





<夏服>

第6条 アンダーシャツ、靴下、履物等は以下のとおりとする。

- (1) アンダーシャツは、派手でないものを着用する。
- (2) 靴下は、学校指定のものとする。
- (3) タイツをはく場合は、黒かベージュとする。
- (4) 履物は、スリッパ、サンダル、ハイヒールは禁止する。校舎内は学校指定のスリッパのみ可とする。

第7条 冬服・中間服・夏服の移行期間は定めない。気温や体調を自ら判断し、本校規定の制服を正しく着用すること。ただし、儀式的行事や旅行・集団宿泊的行事の際は、指定されたものを着用する。

第8条 防寒着・防寒具について

- (1) 防寒着及び防寒具は登下校時のみの着用とし、屋内での着用は禁止する。
- (2) 防寒着及び防寒具の色は、白・黒・紺・茶・グレー等で派手でないものとする。なお、部活動生は、各所でユニフォームとして購入し、生徒指導課の許可を受けたものは可とする。
- (3) ニット帽は禁止する。

第9条 通学バッグは、必ず学校指定のバッグを使用する。

第3章 頭 髪 等

第10条 頭髪等について

- (1) パーマ、染色、脱色、エクステンション及び整髪料（ワックス、ジェル、スプレー）の使用、額や眉を剃ったり描いたりすることは禁止とする。
- (2) 化粧（口紅・色つきのリップクリーム・色つきの日焼け止め等を含む）の使用及びアクセサリー（ピアス、イヤリング、マニキュア、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等）の着用は禁止する。
- (3) 髪の長さについては以下の通りとする。

①男子

前髪：眉にかからない。

横髪：耳にかからない。もみ上げは耳の中央の位置までとする。

後髪：襟の下部にかからない。

②女子

髪の長さが肩以上に長いものは必ず結んでゴムで束ねる。ゴムの色は黒・紺・茶等、華美でないものとする。

第4章 義 務

第11条 生徒は、三潞高等学校の生徒として次の義務を負うものとする。

- (1) 学業や部活動に専念する。
- (2) 校則を遵守する。
- (3) 学校の指導に素直に従う。

第12条 生徒は常に生徒証明書を携帯し、求められた場合は速やかに提示しなければならない。

第13条 欠席や遅刻、住所や保護者の変更や事故発生等の場合、別紙様式に従い速やかに担任を通じて学

校に報告しなければならない。また、病気により欠席した場合は、医師の診断書等の提出を求める場合がある。

第5章 登・下校

第14条 一般生徒の最終下校時間は午後6時30分とする。但し、部活動生については午後7時30分までに完全下校とする。

第15条 自転車通学者は、学校に登録申請し、所定の位置に駐輪する。

第16条 無断外出は禁止する。やむを得ない事情で昼休み等に校外に出る際は、必ず担任に報告の上、外出許可証をもらい、帰校するまで携帯しておく。

第6章 バイク通学及び運転免許取得

第17条 バイク通学並びに運転免許取得は、原則として禁止とする。但し、特別の事由のある者は別に規定するバイク通学規定、並びに運転免許取得許可規定に従うこととする。

第7章 生徒服喪規定

第18条 生徒忌引き日数については、次の基準に依る。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 父母（1親等） | 7日以内 |
| (2) 祖父母・兄弟・姉妹（2親等） | 3日以内 |
| (3) 伯叔父母（3親等） | 1日 |
| (4) 上記以外の同居している血縁者 | 1日 |

付則 この生徒心得は平成9年4月1日より適用する。

付則 平成21年4月1日より一部改訂する。

付則 平成22年4月1日より一部改訂する。

付則 平成29年4月1日より一部改訂する。

付則 令和4年4月1日より一部改訂する。

バイク通学規定（50cc以下）

第1章 許可基準

第1条 バイクによる通学は原則として禁止する。ただし、次のいずれかの条件を満たす者は、審査の上、排気量50cc以下のバイクに限り許可する。なお、許可の理由が消滅したときは許可を取り消す。

- (1) 5km以上の通学距離の者
- (2) 佐賀県在住の者
- (3) やむを得ぬ事情で生徒指導課が認めた者

第2条 バイク通学許可は次の手続きによる。

- (1) バイク通学を希望する者は、所定の許可願に必要事項を記入し、保護者等および担任の承諾を経て、これを生徒指導課に提出する。
- (2) バイク使用の許可は、生徒指導課で構成する委員会が、その審査に当たるものとする。審査は原則として毎学期始めに行い、その都度発表する。
- (3) 自賠責保険、任意保険に加入していることを、バイク通学許可の条件とする。

第2章 遵守事項

第3条 バイク通学者は交通安全に努め、次の事項を守らねばならない。違反した場合は許可を取り消す。

- (1) 許可証の貼付義務

必ず学校の発行する許可ステッカーをバイク後部または側面の見やすい箇所に貼付して、乗車しなければならない。

- (2) 実技講習受講義務

実技講習を必ず受講しなければならない。

(3) ヘルメット着用義務

ヘルメット（フルフェイス）を着用しなければならない。

(4) 貸借禁止

バイクの貸借をしない。

(5) 校内乗用禁止

校門においてエンジンを切り、押して所定の場所に駐車する。また、下校時は、校門の外でエンジンを始動させる。校内における乗用は厳禁する。

(6) 車種は50cc以下で、原則としてスクータータイプとする。

第4条 以下の違反をした者については、特別指導の対象とする。

(1) 無断バイク登校

(2) 無断免許取得

(3) 実技講習未受講

付則 この規定は平成9年4月1日より適用する。

付則 平成12年4月1日より一部改訂する。

付則 平成16年4月1日より一部改訂する。

付則 平成19年4月1日より一部改訂する。

付則 令和4年4月1日より一部改訂する。

運転免許取得許可規定

第1章 免許取得

第1条 生徒は運転免許取得に伴う社会的義務、責任の重大さを理解し、人命の尊重・遵法の精神・

互譲互助の精神の涵養に努め、安全運転に徹しなければならない。

第2条 原動機付自転車（以下「原付」とする。）運転免許を取得しようとする者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 原付免許取得は春・夏・冬の長期休業中に限る。なお、免許取得のための遅刻・早退・欠席は厳禁とする。
- (2) 所定の許可願用紙に必要事項を記入し、保護者等の同意を得た上、担任を通じて生徒指導課に提出し許可を受けなければならない。
- (3) 免許証の交付を受けた者は、担任を通じて生徒指導課に運転免許取得登録をしなければならない。
- (4) 原付免許取得者は必ず実技講習を受講しなければならない。

第3条 自動二輪車・普通車免許取得については原則として禁止する。

第4条 普通車免許取得の必要があるものについては、審査の上、許可された者に限り、原則として3学年2月1日以降より、自動車学校に通学することができる。

第5条 原付運転免許並びに普通運転免許を取得し、バイク（50cc）通学規定により許可された場合を除き通学用に使用してはならない。

第2章 許可申請手続き

第6条 運転免許取得許可の申請をする者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 許可申請書を提出し、指定された日に、本人が保護者等同伴の上、審査を受けなければならない。
- (2) 仮免許検定試験などで学校を欠席する場合は、必ず自動車学校の証明を受け生徒指導課の交通係に提出し、許可を受けなければならない。
- (3) 自動車学校では、高等学校の延長であることを自覚して、ふさわしい服装・態度を心掛ける。
- (4) 免許取得後の運転は保護者等の監督・指導のもとに行われるものとし、十分に安全運転を心がけなければならない。

第3章 罰 則

第7条 次の者は、交通に関する生徒指導課規定により指導する。

(1) 上記の規定に違反した者

(2) 道路交通法に違反した者

第8条 道路交通法違反者が、裁判所または警察署に出頭する際、必ず担任・生徒指導課の承認を受け証明書を持参しなければならない。

付則 この規定は平成9年4月1日より適用する。

付則 平成12年4月1日より一部改訂する。

付則 平成16年4月1日より一部改訂する。

付則 令和4年4月1日より一部改訂する。